

薬生食輸発0612第2号
令和元年6月12日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成31年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(オーストラリア産りんごジュース及び原料用りんご果汁のパツリン)

標記については、平成31年3月29日付け薬生食輸発0329第4号（最終改正：令和元年6月12日付け薬生食輸発0612第1号）（以下「モニタリング通知」という。）に基づき実施しているところです。

今般、輸入時に実施した、オーストラリア産りんごジュースのモニタリング検査において、食品衛生法違反の事例があったことから、オーストラリア産りんごジュース及び原料用りんご果汁について、食品衛生法違反の可能性を判断する目的で、食品衛生法違反の製造者、製造所、輸出者又は包装者に対して輸入の都度の自主検査を実施することとし、モニタリング通知の別表第3に下記を追加しますので、御了知の上、関係業者等への周知方、よろしく申し上げます。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
令和元年6月12日	オーストラリア	りんごジュース（原料果汁がりんごに由来するものに限る。）及び原料用りんご果汁	パツリン	SUNRAYSIA FIVE STAR (GROBAL) PTY LTD